

令和5年6月1日

お客様各位

館林信用金庫

## カードローン契約規定の改正のお知らせ

平素より、館林信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、カードローン商品における「カードローン契約規定」を、相続の開始を期限の喪失利益事由とする条項削除のため、下記の通り、改定しましたのでお知らせいたします。

これにより、相続人様には相続の開始のみを理由に、当金庫より直ちに貸越利息金等の一括弁済を求めることはございません。

なお、改定後の規定については、現在、お取引をされているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後とも、館林信用金庫を引続き、ご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定内容

カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から、「相続の開始があったとき」をカードローン契約規定から削除。

#### 2. 対象商品

| カードローン商品名       | 保証会社名             |
|-----------------|-------------------|
| カードローン          | 一般社団法人しんきん保証基金    |
| たてしんカードローンきゃっする | 信金ギャランティ株式会社      |
| カードローン          | 株式会社オリエントコーポレーション |

#### 3. 改定日

令和5年6月1日（木）

以上